

北海道警察本部告示第326号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 聴聞の期日

令和8年6月25日 午前9時00分

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部交通部運転免許管理課

聴 聞 会 場